

事 務 連 絡

平成 31 年 3 月 29 日

都道府県  
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度担当部（局）殿  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室

### 生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について

日頃より厚生労働行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、平成 30 年 6 月 8 日に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が公布され、同年 10 月 1 日より改正法による改正後の法が、順次施行されています。

生活困窮者自立支援制度においては、多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見するとともに、生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行う観点等から、これまで生活保護制度や介護保険制度等との連携に関する通知や公共職業安定所等との連携に関する事務連絡（以下「連携通知等」という。）を发出しており、さらには、改正法第 1 条の規定の施行にあわせ、昨年 10 月に連携通知等の一部を改正するなど、関係制度や関係機関との連携強化に取り組んできたところです。

今般、改正法第 2 条の規定が本年 4 月に施行されることも踏まえ、新たに関係制度や関係機関との連携に関する通知を发出するとともに、既に发出した連携通知等の一部の改正等を行い、別添 1 から別添 8 のとおり通知することとしたので、各自治体の関係主管部局におかれては、改正法による改正後の法の内容も含め、法の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくようお願いします。

また、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくよう、よろしくお願いします。

## 目次

- 別添 1 「生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策との連携について」の一部改正について
- 別添 2 「生活困窮者自立支援制度と障害保健福祉施策との連携について（通知）」の一部改正について
- 別添 3 「生活困窮者自立支援制度と子ども・若者育成支援施策との連携について（通知）」の一部改正について
- 別添 4 「生活困窮者自立支援法の施行に伴う農林水産分野との連携について（通知）」の一部改正について
- 別添 5 「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について」の一部改正について
- 別添 6 「生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会等の連携について」の一部改正について
- 別添 7 生活困窮者自立支援制度と住宅施策等の連携について
- 別添 8 生活困窮者自立支援制度と水道事業との連携について

参考（改正後全文）

雇児福発 0327 第 1 号  
社援地発 0327 第 2 号  
平成 27 年 3 月 27 日  
一 部 改 正  
子家発 1001 第 6 号  
社援地発 1001 第 2 号  
平成 30 年 10 月 1 日  
一 部 改 正  
子家発 0329 第 1 号  
社援地発 0329 第 1 号  
平成 31 年 3 月 29 日

都道府県  
指定都市  
中核市

民生主管部（局）長  
生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策との  
連携について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、改正法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行されている。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものであるが、生活困窮者に対

する支援においては、法に基づく事業のみならず、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）福祉対策や児童福祉施策を含む関係制度との連携が重要である。

この両施策との連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第8条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところであり、市町村の民生主管部局についても、これらの関係部局に該当する。

また、法に基づく子どもの学習支援事業については、改正法による改正後の法第3条第7項の規定において、従来の学習支援に加え、

- ・ 子どもの生活習慣・環境の改善に向けた子どもやその保護者への支援
- ・ 高校中退の子どもや、高校へ行っていない子どもなどの「高校生世代」の進路選択に当たっての相談支援

等の拡充を行い、「子どもの学習・生活支援事業」として強化される。（平成31年4月1日施行）

については、上記を踏まえ、両施策との連携について下記のとおり通知するので、各自治体の関係主管部局におかれては、改正法による改正後の法の内容も含め、法の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 1 自立相談支援事業とひとり親家庭等福祉対策の連携

#### (1) 自立相談支援事業の支援員等と母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子・父子自立支援員の連携

自立相談支援事業の支援員等と福祉事務所又は子育て一般の相談窓口（以下「福祉事務所等」という。）に配置されている母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子・父子自立支援員は、それぞれの制度における相談・支援の中心的役割を担っていることから、各々の専門性を生かして相互に連携することが重要であり、連携に関する具体的な事項は以下のとおりである。

##### ① 対象者

ア 自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）から福祉事務所等につなぐ場合

一人で子育てと家計を担う負担が大きく、仕事と子育ての両立が困難である、養育費が確保できないなど、ひとり親家庭等であることによる特有の課題を抱えている者

イ 福祉事務所等から自立相談支援機関につなぐ場合

一般就労に向けた準備が整っていない、離職により住居を喪失又は喪失するおそれがある、家計に課題があるなど、複合的な課題を抱えている者

ウ 自立相談支援機関と福祉事務所等が連携して支援する場合

ひとり親家庭等であることによる特有の課題のみならず、複合的な課題を抱えている者

## ② 情報共有

### ア 共有する内容の概要

自立相談支援機関における包括的な支援が必要な状況やひとり親家庭等の支援施策による支援が必要な事情等を共有する。また、支援途中でつなぐ場合は、必要に応じ、支援経過を共有する。また、本人に関する特段の留意事項等があれば、併せて共有する。

### イ 具体的な内容

- ・ 自立相談支援機関から福祉事務所等につなぐ場合は、「自立相談支援事業の手引き」（平成 27 年 3 月 6 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）の別紙「自立相談支援機関使用標準様式」（帳票類）の相談受付・申込票やアセスメントシートが作成されている場合には、当該様式等を送付する。
- ・ 福祉事務所等から自立相談支援機関につなぐ場合は、母子・父子自立支援員が使用するアセスメントシート等を送付する
- ・ 自立相談支援機関と福祉事務所等が連携して支援する場合は、「自立相談支援事業の手引き」第 2 章 9 に基づき、可能な限りアセスメントの段階から母子・父子自立支援員が関与することにより相談内容の共有を図る。また、手引き第 2 章 1 1. の支援調整会議には、母子・父子自立支援員も関係者として参画する。

上記いずれの場合にも、本人の同意が必要となるとともに、各自治体において定める個人情報保護条例に則った対応をすることとする。

## ③ 連携後のフォローについて

自立相談支援機関から福祉事務所等につなぐ場合は、自立相談支援機関の相談支援員等が福祉事務所等へ同行するなど、支援が円滑に継続されるよう、フォローを行うこととする。福祉事務所等から自立相談支援機関につないだ場合も母子・父子自立支援員が同様に相談者のフォローを行うこととする。

## (2) 学習支援事業の連携

生活困窮者自立支援制度及びひとり親家庭等の支援施策における子どもの学習支援事業については、ともに施策の拡充が図られているところである。

生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援を推進することを目的として、地域の実情に応じた実施方法により、居場所の提供（生活習慣・育成環境の改善、社会性の育成）や学習支援（進路相談、中退防止）、親への養育支援を行うものである。一方、ひとり親家庭等の支援施策における子どもの生活・学習支援事業は、大学生等の学習支援ボランティアの派遣等により、ひとり親家庭の子どもが抱える特有の不安やストレスに配慮しつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図るものである。

両方の事業については、これまでもそれぞれの目的や趣旨の理解を深めるとともに、相互の担当部局で連携・調整の上、個々の子どもの状況に応じた学習支援を提供することで、幅広い対象者に支援が届くよう、地域の実情に応じて、効果的・効率的に事業を展開していただきたい旨をお願いしてきた。

一方で、両方の事業については、それぞれ異なる目的・対象者像となっているが、その対象者像や、事業を実施する際の資源である学習支援の会場や学習ボランティア等について一部重なりも見られるとの指摘もある。

このため、各事業実施主体において効果的かつ効率的な実施を行う観点から、事業間の連携を進めていく必要があり、実際に地域において連携している事例も見られる。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第7条第4項において、任意事業を実施する際の努力義務として、子どもの学習支援関係施策その他の施策との連携について規定され、子どもの学習・生活支援事業と他法に基づく学習支援事業との連携が努力義務とされている。

この規定を踏まえ、例えば、学習ボランティアなど事業に関わる人材確保に関しては、同一自治体内で実施する学習支援事業の担当者間で連携し、学習ボランティアの募集を連携して実施することや、学習支援を利用する子どもとボランティアの間に「コーディネーター」を配置することなど、地域の実情に応じた方策により、効果的・効率的な事業の推進をお願いしたい。

## 2 自立相談支援事業と児童養護施設等の連携

児童養護施設等においては、各施設の業務として退所者への相談支援が位置づけられており、児童指導員等の職員が施設入所中からの自立支援や退所後の相談支援などのアフターケアを実施している。

しかし、施設退所後の子どもたちは、自らの進路を定め、自立していくことが求められており、地域の中でこうした子どもたちの自立に向けた取組をしっかりと支

援することが必要である。

このため、施設によるアフターケアと併せて、自立相談支援機関による支援につなげることにより、地域全体でこうした子どもたちの、生活支援や進学支援、就労支援などの施策を適切に組み合わせ、包括的に支援していく枠組みづくりを行うことが必要である。

#### (1) 施設から自立相談支援事業へつなぐ場合

生活が不安定で継続的な養育が必要な子どもたちについては、20歳に達するまでの間、引き続き措置が行える措置延長制度を積極的に活用する必要がある。児童等を措置解除する時点でその後の自立の見込みが立っていない場合には、本人の意向も踏まえ、児童相談所及び施設が連携して自立相談支援機関に適切につなぐことが考えられる。

##### ① 共有内容

個人の状況、相談内容、課題等及び自立相談支援事業における支援が必要な理由について、相談票や台帳等を活用して共有する。

##### ② 連携後のフォロー

施設から自立相談支援機関につなぐ場合は、施設の職員等が自立相談支援機関へ同行するなど、支援が円滑に継続されるよう、フォローを行うこととする。

必要に応じ、施設職員が自立相談支援事業におけるアセスメントに参加し、情報共有を図るとともに、支援調整会議に参画することも有効である。

#### (2) 情報提供

退所者には、退所後の相談場所として、当該施設のほか、各自治体の自立相談支援機関があることを退所時に情報提供し、支援が必要な者が確実に支援を受けられるようにする。

併せて、施設から退所後の居住地にある自立相談支援機関に対し、本人の同意を得て、必要な範囲で退所者に関する情報を共有する。

#### (3) 退所前からの施設及び子どもとの関係構築

自立相談支援機関は、地域づくりを行う中で、施設についても、どのような子どもがいるのか、退所間近だが自立の見込みが立っていない等の問題がないかなどを把握し、退所後の円滑な支援につなげる必要があるため、日頃より施設を訪問し、入所者と接するとともに、職員と必要な情報交換を行うなど、施設との関係を構築するよう努める。

#### (4) 学習支援

生活困窮者自立支援制度及び児童養護施設入所児童等における学習支援の充実とともに施策の拡充が図られている。児童養護施設の子どもの中には生活困窮世

帯の子どもに含まれる者もいるが、個々の子どもの状況に応じた学習支援を提供することで、幅広い対象者に支援が届くよう、地域の実情に応じ、各担当部局が連携して効果的・効率的に事業を展開していただきたい。

### 3 児童虐待防止対策に係る対応

家庭が経済的な問題を抱えていることは児童虐待発生リスク要因の一つとされていることから、自立相談支援機関や母子・父子自立支援員等が、相談支援活動を通じて、児童虐待の端緒（保護者に監護させることが不相当であると認められる子ども等）を把握した場合には、児童相談所や市町村の児童虐待対応の担当部署等へ速やかに連絡していただきたい。

また、児童相談所や市町村の児童虐待対応の担当部署等が児童虐待に係る調査や相談の中で、経済的困窮状態を把握した場合には、自立相談支援機関や母子・父子自立支援員等へ連絡することとされているので、連携して相談に応じていただきたい。

### 4 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成 27 年 4 月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口確実につなげていくことが必要である。実際に、施行後の状況の中でも、自立相談支援事業につながった庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第 8 条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたものである。

この規定を踏まえ、民生主管部局には、経済的に困窮しているだけでなく、複合的な課題を抱えた者が訪れることもあると考えられるため、生活困窮者が相談に来た場合など業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。



参考（改正後全文）

社援地発 0327 第 3 号  
障企発 0327 第 4 号  
障障発 0327 第 1 号  
障精発 0327 第 3 号  
平成 27 年 3 月 27 日  
一 部 改 正  
社援地発 0329 第 2 号  
障企発 0329 第 1 号  
障障発 0329 第 1 号  
障精発 0329 第 4 号  
平成 31 年 3 月 29 日

都道府県  
各 指定都市  
中核市

生活困窮者自立支援制度主管部（局）長  
障害保健福祉関係主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局 地域福祉課長  
障害保健福祉部 企画課長  
障害福祉課長  
精神・障害保健課長  
( 公 印 省 略 )

生活困窮者自立支援制度と障害保健福祉施策との連携について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、同法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行されている。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況、又はそれらが複合的に発生してい

る状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものである。

生活困窮に陥る背景や要因は、失業など就労に関する課題のほか、障害・疾病やDV、虐待を受けた経験、家族の保育や介護など様々であり、本制度に基づき生活困窮者に対する包括的かつ早期的な支援を行うためには、法に基づく事業のみならず、障害保健福祉施策も含む他制度・他事業との連携が重要である。

このため、本通知において、生活困窮者自立支援制度と障害保健福祉施策の積極的な連携の推進を図ってきたところであるが、両施策の連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第8条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨を行うことが努力義務とされたところであり、市町村の障害保健福祉担当部局についても、これらの関係部局に該当するので、各自治体の関係主管部局におかれては、改正法による改正後の法の内容も含め、法の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 1 連携に当たっての基本的な考え方

障害保健福祉施策と生活困窮者自立支援制度の関係については、障害者手帳を有する者はもとより、障害福祉サービスや関連手当など、障害保健福祉施策の対象となる者は、障害保健福祉施策を利活用し、一方、経済的に困窮する者については、同制度を利用することにより、本人の自立に向けた支援を行うことが基本である。どのような支援を提供するかについては、本人の意向を中心に適切なアセスメントの中で個々に判断されるものである。

その中で、とりわけ、障害者手帳取得の要件を有するものの障害者手帳を有していない者や障害のある可能性が疑われるが判然としない者、障害福祉サービスの利用を望まない者に対する自立支援においては、以下のように連携して対応することが必要である。

### 2 適切な早期支援に向けた連携

生活困窮者の早期発見や包括的な支援を行う上では、自治体内外での連携体

制の構築が必要不可欠である。生活困窮者に対する支援の現場においては、障害者（障害のある可能性があることが疑われる者を含む。以下同じ。）からの相談も多く見受けられることから、とりわけ、生活困窮者自立支援制度の担当部局と障害保健福祉担当部局との連携は重要である。

双方の担当者がそれぞれの担当する施策の意義や内容を適切に理解するとともに、それぞれの専門性に応じて具体的な役割分担を定めるなど、実際に機能する連携体制の構築に向けた取組を行っていただきたい。

また、法に基づく自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）と障害福祉の相談支援事業所や障害福祉サービス事業所など関係機関との連携体制の構築も重要な課題である。

具体的には、障害のある可能性が疑われる場合には、本人の意向も確認した上で、生活困窮者自立支援制度から障害保健福祉施策に適切につなぐことが必要である。その際、窓口を紹介するだけでなく、必要に応じて窓口まで同行する、障害福祉サービス事業所と一緒に見学するなど、障害保健福祉施策を利用するに当たっての支援を行うことが考えられる。一方、後記3において詳細に述べるが、障害福祉の相談支援事業所などに相談に来たものの同制度の利用が適当な場合や家族が困窮しており家族に対する支援が必要な場合については、同制度に早期につなぐことが必要である。

生活困窮者自立支援制度においては、課題がより深刻になる前に解決を図ることが大変重要であるので、関係機関との連携により早期に対象者を把握できるよう、積極的な連携を図りたい。

なお、障害者が家計改善支援事業等の障害保健福祉施策にはない事業を利用することも考えられ、両制度が連携して支援を調整することが重要である。

### 3 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の法施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができている生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。加えて、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援事業の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援事業の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業の相談窓口に確実につなげていくことが必要である。実際に、法施行後の状況の中でも、自立相談支援事業につながった庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ関係部局との連携により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実に窓口につなげ、適切な支援を実施するため、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことが努力義務とされた。市町村の障害保健福祉担当部局についても、これらの関係部局に該当するため、生活困窮者が相談に来た場合など業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

#### 4 障害者支援に係る専門性の生活困窮者支援への活用

障害福祉サービス事業を行う法人が、法に関わる場合としては、このように関係機関として関わる場合のほか、これらの法人の障害者支援に係る専門的なノウハウは、生活困窮者支援においても有効であると考えられるため、以下のように自らが生活困窮者自立支援制度の事業を担うことも考えられる。

- ・ 障害福祉の相談支援事業を受託している事業者や指定特定相談支援事業者が、法に基づく自立相談支援事業を自治体から受託の上、一体的に実施する。
- ・ 就労移行支援を行う法人が、法に基づく就労準備支援事業を自治体から受託する。
- ・ 就労継続支援等を行う法人が、都道府県等からの認定（※）を受け就労訓練事業を実施する。 等

※ 認定の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市。

特に、就労準備支援事業については、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施等に関する指針（平成30年厚生労働省告示第343号）における「生活困窮者就労準備支援事業の実施に当たっての取組方策」として、都道府県によっては地域資源の偏在や支援手法の蓄積不足など個別に実情が異なることも踏まえ、既存の地域資源を活用した実施体制を整備するに当たって障害福祉サービスと連携した事業の実施を掲げているため、生活困窮者就労準備支援事業の効果的・効率的な実施を図る観点から、積極的な取組の促進をお願いしたい。

#### 5 認定就労訓練事業の担い手の確保について

就労は、本人にとって経済的な自立に資するのみならず、社会参加や自己実現、知識・技能の習得の機会となるものであり、生活困窮者が地域において就労する場を確保することが重要である。

このため、直ちに一般就労をすることが難しい生活困窮者に対し、それぞれ

の状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業として、認定就労訓練事業があるが、その担い手を開拓することが求められていることから、庁内の関係部署においては、生活困窮者の就労の場などの社会資源の確保等について必要な情報共有を図ることが重要である。

また、これまで障害者の就労支援を担ってきた法人においても、その対象に生活困窮者も含めることにより、地域において真の共生社会を実現していくことは重要である。就労継続支援等を行う法人においては、その有する人材や利用者の特性を理解した就労支援のノウハウ等を活かして、生活困窮者に対する就労支援に参画していただけるよう、法担当部局において積極的に制度の周知を行っていただくとともに、障害保健福祉担当部局においても管内の法人等に可能な限り生活困窮者に対する就労支援、とりわけ認定就労訓練事業に積極的に取り組んでいただくよう、促していただきたい。

なお、認定就労訓練事業については、社会福祉法人等において専用の施設を設けた上で行うほか、就労継続支援等を実施している事業所において、当該事業等と一体的に支援を実施する場合があると考えられるが、その際の留意事項は以下のとおりであるので、事業者に対する適切な指導・助言をお願いしたい。併せて、障害保健福祉担当部局とも連携の上、一体的な支援が適切に実施されるよう取り組んでいただきたい。

- ・ 指定就労継続支援事業所等が認定就労訓練事業を実施する場合であっても、指定障害福祉サービスの利用者の数に応じて、人員配置基準や施設基準等（以下「指定基準」という。）が遵守される必要があること。
- ・ 指定基準において、指定就労継続支援事業所等の従業者は専ら当該事業の職務に従事しなければならないとされており、また、設備は専ら当該事業の用に供するものでなければならないこととされているが、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでないとされていること。また、利用者の支援に支障がないかどうかは、個別具体的な状況に応じて判断されるものであること。
- ・ 指定就労継続支援事業所等において、認定就労訓練事業を実施する場合は、工賃等の取扱いについて適切な会計処理を行うこと。

また、生活困窮者の就労支援に当たっては、障害者就業・生活支援センター等との連携も重要であり、地域における自立支援協議会等の活用も図りながら、生活困窮者の就労支援体制の構築をお願いしたい。

このほか、それぞれの施策における支援ノウハウの向上には、自立相談支援機関や支援調整会議（※）と障害保健福祉施策における相談支援機関や（地域

自立支援)協議会などが連携し、あるいは、地域の実情に応じ別個の協議会ではなく、既存の体制や枠組みを活用することが効率的であり、双方のメリットとなると考える。

※ 生活困窮者に対する具体的な支援内容の検討等を行うための会議。

## 6 精神障害者に対する支援について

精神障害者に対する支援においては、精神保健福祉センター、保健所及び精神科の医療機関等との連携が重要となることもある。

例えば、対象者が精神科の医療機関に通院している場合などにおいては、自立相談支援機関が主催する支援調整会議に必要な応じて精神保健福祉センター、保健所及び精神科の医療機関等関係者にもご参加いただくよう、協力を依頼されたい。

## 7 その他

こうした生活困窮者自立支援制度の取組は、結果として、自殺の防止対策等他の施策にも資するものとなるので、関係機関との連携体制の構築についても配慮願いたい。

参考（改正後全文）

府子発第88号  
社援地発0327第12号  
平成27年3月27日  
一部改正  
府政共生第253号  
社援地発0329第3号  
平成31年3月29日

各 都道府県  
指定都市 青少年行政主管部（局）長 殿

各 都道府県  
指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿  
中核市

内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室  
参事官（青少年支援担当）  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
（公印省略）

生活困窮者自立支援制度と子ども・若者育成支援施策との連携について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成27年4月より施行された生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号。以下「改正法」という。）が平成30年6月8日に公布され、改正法による改正後の法が、同年10月1日より順次施行されている。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や子どもの学習・生活支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものであるが、生活困窮者に対する支援においては、法に基づく事業のみならず、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「子若法」という。）に基づく子ども・若者支援地域協議会等の関係制度との連携が重要である。

この両施策との連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第8条の規定に

において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところであり、市町村の青少年行政主管部局についても、これらの関係部局に該当する。

については、上記を踏まえ、両施策との連携について下記のとおり通知するので、各自治体の関係主管部局におかれては、改正法による改正後の法の内容も含め、法の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくとともに、子若法に基づく子ども・若者支援地域協議会の設置等をしていない青少年行政主管部局におかれても、同協議会に準ずるネットワークの設置や、相談窓口の機能の確保により子ども・若者育成支援施策を推進している場合には、同様に対応願いたい。

各都道府県におかれては、管内市町村(青少年行政主管部局は指定都市除く、生活困窮者自立支援制度所管部局は指定都市及び中核市除く)及び関係機関等に周知いただくよう、よろしく願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

## 記

- 1 生活困窮者自立支援制度の支援調整会議等と子ども・若者支援地域協議会の連携  
生活困窮者自立支援制度においては、支援調整会議など、生活困窮者を早期に発見し包括的な支援を行うための地域ネットワークの構築等を目的とする協議会等が開催されている。

また、関係機関等との連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第9条の規定において、都道府県等は、関係機関等により構成される会議(支援会議)を組織することができることとされ、その構成員に対する守秘義務を課すことにより、支援会議において、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行うことが可能となっている。

一方、子ども・若者支援地域協議会は、地域ネットワークの整備により、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者の支援を効果的かつ円滑に行うことを目的としており、その構成員に対して守秘義務が課されている。

両制度をより効果的に実施するため、支援会議も含め、これらの協議会等が、相互にその目的や趣旨について理解を深めるとともに、それぞれの活動内容、協議事項などの情報共有や必要に応じて共同開催するなどの方法により連携し、より多様で包括的な支援が可能となるようお願いしたい。

- 2 自立相談支援機関と子ども・若者総合相談センターの連携

生活困窮者自立支援制度では自立相談支援事業を行う者(以下「自立相談支援機



関」という。)が複合的な課題を抱える生活困窮者の状況に応じ、適切な支援を包括的に提供することとしている。子若法においては、子ども・若者総合相談センターが子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他必要な情報の提供及び助言を行っている。

いずれも相談者の状況に応じて支援を提供することを目的としており、各々の専門性を生かして相互に連携することにより、さらに効果を発揮するものである。

このため、日頃より担当者間での情報共有を図り、関係性を構築するとともに、生活に困窮し、複合的な課題を抱える相談者について、子ども・若者総合相談センターから自立相談支援機関につなぐことや、必要に応じ、自立相談支援機関でのプラン作成に当たり開催する支援調整会議に、子ども・若者総合相談センターが参加することなどが考えられる。

相談者をつなぐ場合や、ともに支援する場合は、相談の時点で聞き取った相談者の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等を、個人情報の取扱いに配慮し、本人に同意を得た上で共有することが基本となる。なお、各自治体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意すること。

### 3 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成 27 年 4 月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口確実につなげていくことが必要である。実際に、施行後の状況の中でも、自立相談支援事業につながった庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第 8 条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたものである。

この規定を踏まえ、青少年行政主管部局には、経済的に困窮しているだけでなく、複合的な課題を抱えた者が訪れることもあると考えられるため、生活困窮者が相談に来た場合など業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

参考（改正後全文）

社援地発 0327 第 9 号  
平成 27 年 3 月 27 日  
一 部 改 正  
社援地発 0329 第 4 号  
平成 31 年 3 月 29 日

都道府県  
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援法の施行に伴う農林水産分野との連携について

平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、同法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行されている。

就労は、生活困窮者にとって経済的な自立に資するのみならず、社会参加や自己実現、知識・技能の習得の機会であり、地域における就労の機会を確保することは、生活困窮者の自立を図る上で大変重要な課題である。

その際、生活困窮者が農業に従事することは、生活困窮者本人にとって、自然の中で作業を行うなどにより、心身の回復や自己有用感・就労意欲の向上につながるなどのメリットがある。一方、これは農業分野における人材不足の解消にも資するものと考えられる。

このため、農林水産省と厚生労働省においては、これまで「農福連携に関する連絡協議会」等を開催し、様々な課題について情報交換を行いつつ、農業分野と福祉分野の連携の強化を図ってきたところである。

これに関連して、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（骨太方針）（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）、「未来投資戦略 2018」（成長戦略）（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）においても、生活困窮者等の農業分野における就農・就労の推進

が位置付けられるとともに、農林水産省の平成 31 年度「農山漁村振興交付金（農福連携対策）」においては、障害者、高齢者に加えて生活困窮者が新たに対象に拡充されたところであり、生活困窮者の雇用・就労を目的とした福祉農園の整備等への支援が可能となっている。

生活困窮者自立支援制度では、就労準備支援事業において就農訓練事業が実施され、生活困窮者へ農業体験・研修を実施し、就農や社会参加促進の支援を行う取組が行われている。また、認定就労訓練事業においても、農業分野の事業者への受入による就労訓練が実施されている。これらの取組を行う事業者について、本交付金を活用することも考えられることから、各自治体においては、農政担当部局、地方農政局、農業生産法人等の関係者との連携の下、積極的に検討いただきたい。

なお、農業協同組合や農業協同組合連合会が認定就労訓練事業を行う場合は、社会福祉法人や消費生活協同組合と同様に、不動産取得税・固定資産税等の非課税措置の対象となる。また、立ち上げ時の初期経費の助成等の経済的な支援や事例集の配布、研修の実施等によるノウハウ面での支援を総合的に実施しており、改正法では、国及び地方自治体に対して、認定就労訓練事業所に係る受注機会の増大を図る努力義務規定が創設されていることから、各自治体においては、それぞれの取組についてご理解の上、積極的な活用をお願いしたい。

農福連携は、人口減少社会にあって多様な主体の参加に基づく共生社会を実現する中で重要な取組となる。各自治体におかれては、上記の施策を十分に活用しつつ、各自治体の農政担当部局、地方農政局、農業生産法人や個人農家等の関係者との連携の下、農業分野における生活困窮者の就労の場の確保について積極的に検討いただくとともに、各都道府県におかれては管内の自治体（指定都市及び中核市を除く。）に本通知の内容を周知していただくようお願い申し上げます。

また、本通知については、農林水産省を通じて、地方農政局等にも周知する予定であるのでご了知いただきたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

## 参考（改正後全文）

社援地発 0327 第 7 号  
平成 27 年 3 月 27 日  
一 部 改 正  
社援地発 1001 第 8 号  
平成 30 年 10 月 1 日  
一 部 改 正  
社援地発 0329 第 5 号  
平成 31 年 3 月 29 日

都道府県  
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、改正法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行されている。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものである。そして生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、これらの法に基づく事業のみならず、関係制度との連携が重要である。

そのため、関係部局の連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第 9 条の規定においては、都道府県等は、教育機関を含む関係機関等の関係者により

構成される会議（以下「支援会議」という。）を組織することができること及びその構成員は支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことが規定され、関係機関間で生活困窮者の支援に必要な情報共有体制の構築が可能となるほか、改正法による改正後の法第8条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところであり、自治体の教育担当部局についても、これらの関係部局に該当する。

とりわけ、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の施行も踏まえ、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者自立支援制度に基づく生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業は、次世代を担う子どもの育ちを支援する施策の一つとして、文部科学省が実施する教育施策と連携することが重要であり、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の附帯決議においても、「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援については、福祉関係者だけでなく教育関係者等とも緊密な連携を図ること」とされている。

また、法に基づく子どもの学習支援事業については、改正法による改正後の法第3条第7項の規定において、従来の学習支援に加え、

- ・ 子どもの生活習慣・環境の改善に向けた子どもやその保護者への支援
- ・ 高校中退の子どもや、高校へ行っていない子どもなどの「高校生世代」の進路選択に当たっての相談支援

等の拡充を行い、「子どもの学習・生活支援事業」として強化される。（平成31年4月1日施行）

については、両施策における連携について下記のとおり通知する。また、別紙のとおり、文部科学省より関係機関宛てに通知されているので、貴職におかれては、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしく願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

## 記

- 1 生活困窮者自立支援制度主管部局と教育委員会、都道府県私立学校主管課等との連携

法に基づく支援が効果的に行われるためには、生活困窮世帯の子どもを早

期に発見することが必要である。このため、学校等や家庭教育支援等の取組を通して子どもの状況を把握している教育委員会や都道府県私立学校主管課等（以下「教育委員会等」という。）と生活困窮者自立支援制度担当の部局が日常的に必要な情報交換等の連携を行うことが重要である。

なお、生活困窮世帯の子どもの支援については、学習だけではなく、生活習慣や育成環境の改善の支援等を包括的に実施することが重要である。また、課題を抱えている子どもについては、その保護者や家庭に経済的な課題等を抱えている場合も多いと考えられ、このような場合、適切に自立相談支援機関につなぎ、保護者等に対して生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援、就労支援、家計改善支援等を行うことが重要と考えられる。

さらに、子どもの状況により、個人情報取り扱いに留意しつつ、教育関係者にも適切につなぐ関係を構築することも重要である。

また、改正法による改正後の法第9条の規定において、都道府県等は、関係機関等により構成される会議（支援会議）を組織することができることとされ、その構成員に対する守秘義務を課すことにより、支援会議において、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行うことが可能となっている。この支援会議の構成員については、都道府県等が、地域の実情に応じ、関係機関との調整の上決定していくこととなるが、生活困窮世帯の子どもの支援に当たって、教育委員会や学校関係者を構成員とすることは効果的であると考えられることから、支援会議の枠組みの活用も図られたい。

## 2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができている生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口確実につなげていくことが必要である。実際に、施行後の状況の中でも、自立相談支援事業につながった庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所

設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、その業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことが努力義務とされたものである。

この規定を踏まえ、教育委員会等には、教育面に課題や困難を抱えているのみならず、経済的な困窮や複合的な課題を有している者が訪れることもあると考えられるため、こういった複合的な課題を抱える者が相談に来た場合や、学校等の業務、家庭教育支援チーム等による家庭への相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組等を通じて生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただくこととしているので、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、ご了知いただくとともに、教育委員会等に対し協力を促されたい。

### 3 学習支援に関する事業の連携

厚生労働省では、生活困窮者自立支援制度において、貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の児童生徒等に対する学習支援や保護者への進学助言を行う子どもの学習・生活支援事業を実施しているほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき、ひとり親家庭の子どもに対する基本的な生活習慣の習得や学習支援を行う子どもの生活・学習支援事業を行っている。また、文部科学省では、社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づく地域学校協働活動を推進するための地域学校協働活動推進事業等において、子どもの学習支援の充実を図っているところである。これまでも、地域の実情に鑑みながら、生活困窮家庭であって学習が遅れがちな児童生徒等に対する学習支援として、どのような実施方法が効果的なのか、それぞれの事業の対象者や支援内容等を踏まえつつ、自立相談支援機関と教育委員会等が互いの事業の内容や実施状況を把握し、連携を図っていただきたい旨をお願いしてきた。

一方で、上記3つの事業については、それぞれ異なる目的・対象者像となっているが、その対象者像や、事業を実施する際の資源である学習支援の会場や学習ボランティア等について一部重なりも見られるとの指摘もある。

このため、各事業実施主体において効果的かつ効率的な実施を行う観点から、これらの事業間の連携を進めていく必要があり、実際に地域において連携している事例も見られる。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第7条第4項において、子どもの学習・生活支援事業を含む任意事業を実施する際の努力義務として、他法に基づく子どもの学習支援関係施策その他の施策との連携が規定されている。

この規定を踏まえ、例えば、学習ボランティアなど学習支援事業に関わる人

材確保に関しては、同一自治体内で実施する学習支援事業の担当者間で連携し、学習ボランティアの募集を連携して実施することや、学習支援を利用する子どもとボランティアの間に「コーディネーター」を配置することなど、地域の実情に応じた方策により、効果的・効率的な事業の推進をお願いしたい。

#### 4 生活困窮者自立支援制度の相談支援員等と学校関係者との連携

支援が必要と考えられる子どもの状況や必要な情報は、学校等において把握されている。生活困窮者自立支援制度の相談支援員等は、日頃から学校等に出向き必要な情報交換を行うなど学校関係者とのつながりを構築することが重要である。なお、学校が保有する子どもの個人情報については、基本的に保護者の同意を得て共有するなど、取扱いに留意すること。

また、学校と福祉施策をつなぐ役割はスクールソーシャルワーカーが担っているため、法の相談支援員等と連携を図ることが必要である。これにより、福祉による支援を必要とする子どもをその保護者も含め、法に基づく支援等によりつなぎやすくしていくことが重要である。

さらに、高等学校等への進学を希望する者又は進学した者について、家庭の経済状況等により断念するといったことが生じないようにする必要がある。学校や教育委員会等においては、家庭の状況や本人の変化に気づいたときなどに、生活困窮世帯の子どもに関する情報について、必要に応じて自立相談支援機関の相談支援員等に情報提供をして、生活困窮者自立支援制度の事業につなぐことが考えられる。なお、生活困窮者自立支援制度において高校生世代などを対象に子どもの学習・生活支援事業による学習面に加え社会面・生活面の向上のための支援を総合的に実施することにより、中退防止の効果だけでなく、自分の将来への具体的イメージの形成などの基礎づくりにも効果があると考えられる。

また、高等学校等における中退防止に取り組みつつ、中退者については、経済的に困窮するリスクも高いことから、相談支援や就労支援等を行う場として、必要に応じ、自立相談支援機関につなぐことも重要である。



参考（改正後全文）

社援地発 0327 第 13 号  
国住心第 217 号  
平成 27 年 3 月 27 日  
一部改正  
社援地発 1001 第 10 号  
国住心第 393 号  
平成 30 年 10 月 1 日  
一部改正  
社援地発 0329 第 6 号  
国住心第 743 号  
平成 31 年 3 月 29 日

都道府県  
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿  
中核市 住宅担当部（局）長

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
国土交通省住宅局安心居住推進課長  
（公印省略）

生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会等の連携について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、同法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行されている。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、一時生活支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものである。そして生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、これらの法に基づく事業のみならず、住宅施策を含む関係制度との連携が重要である。

一方、住宅施策において、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進

に関する法律」(平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。)第 51 条第 1 項に基づき、地方公共団体等は、住宅確保要配慮者居住支援協議会(以下「居住支援協議会」という。)を組織できることとなっている。また、住宅セーフティネット法第 40 条第 1 項に基づき、都道府県は住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「居住支援法人」という。)を指定できることとなっている。

これまで両施策の連携について、「生活困窮者自立支援制度における支援調整会議等と居住支援協議会の連携」等を示し、その推進を図ってきたところである。

関係部局の連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第 8 条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところであり、自治体の住宅担当部局についても、これらの関係部局に該当する。

さらに、改正法による改正後の法第 3 条第 6 項第 2 号の規定において、現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であって、地域社会から孤立した状態にある者や、終夜営業の飲食店や知人宅など屋根のある場所と路上を行き来する不安定な居住状態にある者に対する訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において、日常生活を営むのに必要な支援を行う事業(以下「地域居住支援事業」という。)が、一時生活支援事業に追加され、本年 4 月より施行される。

については、上記を踏まえ、両施策における連携について下記のとおり通知するので、各自治体の関係部局におかれては、改正法による改正後の法の内容も含め、法の趣旨や内容を理解いただき更なる連携の推進を図っていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村(指定都市及び中核市を除く。)、関係機関、関係団体等に広く周知いただくよう、よろしく願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

## 記

- 1 生活困窮者自立支援制度における支援調整会議等と居住支援協議会の連携  
生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を実施する者(以下「自立相談支援機関」という。)が開催する支援調整会議(※)のほか、生活困窮者を早期に発見し包括的な支援を行うための地域ネットワークの構築を目的とする協議会等が開催される。一方、居住支援協議会は、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ることを目的として組織されることになっている。

両方の取組をより効果的なものとするため、活動に当たっては、双方の協議内容を相互に報告・情報交換するなどの方法により、制度の目的や趣旨の理解

を深めるとともに、より多様で包括的な支援が可能となるよう連携をお願いする。

- (※) 自立相談支援機関が開催する、生活困窮者の自立に向けた支援プランについて支援に関わる関係機関が協議、合意する場であり、その中で地域課題の解決に向けた議論も行われる。

## 2 自立相談支援事業と居住支援協議会・居住支援法人の取組の連携

自立相談支援事業は、生活に困窮した者を幅広く受け止め、一人ひとりの状況に応じた支援を提供する包括的な相談窓口である。生活困窮者は複合的な課題を抱えており、とりわけ住居に関する課題を抱えている場合、居住支援協議会・居住支援法人の取組と連携することでより効果を発揮することが可能である。

例えば、離職により住居を失った生活困窮者が民間賃貸住宅の確保が困難な場合、賃貸借契約に当たり保証人を得られない場合などは、居住支援協議会や居住支援法人と連携することにより、セーフティネット住宅(住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅)等の民間賃貸住宅の情報提供、住宅相談や入居後の生活相談サービスの提供、家賃債務保証業者の紹介など、住宅の確保に向けた支援を受けることが可能となる。

また、住宅確保要配慮者が離職により住居を失うおそれがある場合、一般就労の準備が出来ていない場合、家計再建が必要な場合などは、自立相談支援事業と連携して支援することにより、住宅を含む生活全般の包括的な支援を受けることが可能となる。

については、自立相談支援事業と居住支援協議会や居住支援法人の取組が連携し、支援がより効果的なものとなるようお願いする。とりわけ、住宅に関する支援が含まれている場合、自立相談支援機関による自立生活のためのプラン作成の際には居住支援協議会や居住支援法人の関係者も参画することが望ましい。

なお、相談者をつなぐ場合や協働して支援を行う場合は、相談の時点で聞き取った相談者の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等について、個人情報取扱いに配慮して、本人に同意を得た上で共有するとともに、各自治体において定める個人情報保護条例に則った対応をお願いする。

## 3 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成 27 年 4 月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援事業の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談に訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口に確実につなげていくことが必要である。実際に、施行後の状況の中でも、自立相談支援事業に関わる庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

改正法による改正後の法第8条の規定は、これらを踏まえ、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことを努力義務としたものである。

当該規定を踏まえ、住宅担当部局が、業務の遂行に当たって、住宅の確保のみならず経済的な困窮や複合的な課題を有している生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

#### 4 地域居住支援事業における居住支援協議会・居住支援法人の取組の連携

ホームレスや生活困窮者等（以下「生活困窮者等」という。）の個々の問題や地域の実情を把握し、生活困窮者等に対する相談支援を効果的に行えるようにするため、居住支援協議会や居住支援法人等を活用して、生活困窮者等への支援方策に関する協議、調整等を行うなど、生活困窮者が、地域の中で支え合いながら生活することができる「場」をつくり、その中で本人が持つ様々な可能性を十分に発揮できるよう地域への働きかけを行っていくことが必要である。

こうしたことも踏まえ、地域居住支援事業により、現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であって、地域社会から孤立した状態にある者等に対し支援員の個別訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むために必要な支援を行うこととしている。地域居住支援事業の実施にあたっては、その支援員が、一人ひとりのニーズに対応する解決案を提示することが必要であり、その前提として地域で活用できる社会資源を把握するとともに、関係機関といつでも相談できる関係を構築していることが求められることから、地域に様々な社会資源がある場合は、それらをいつでも活用できるようにしておくことや、必要な社会資源が不足する場合は、自治体や関係機関と検討し、開発することが必要である。

また、本人が自身の役割を発揮できる交流の場を地域で開拓することも重要であり、例えば、既存のサロンの活用等も含め居場所を気軽に訪れることができる場として確保しておくことなどが考えられる。

相談活動の実施にあたっては、これらの社会資源や自立相談支援機関と連携

し、必要に応じた相談体制を編成するなど、適切にチームによる支援が行えるよう、日頃から地域の中で関係機関・関係者とネットワークを築いていくことが重要である。

こうした取組を促進するためには、地域において、中核となる関係者が集まる協議の場を設定することが有益であり、その際、居住支援協議会をはじめとして、高齢者施策における地域ケア会議や障害者施策における地域自立支援協議会など、既存の協議会等の活用を検討することも考えられる。

加えて、支援員や自治体職員だけでなく、居住支援法人、地域住民やNPO等の多様な担い手が相談・支援活動に参加できるよう働きかけ、地域の課題を地域で解決する仕組みづくりにつなげることも大切であることから、これら自治体や関係機関との更なる連携の推進に努めて頂きたい。

社援地発 0329 第 7 号  
国住備第 492 号  
平成 31 年 3 月 29 日

都道府県  
各 指定都市  
中核市

生活困窮者自立支援制度主管部（局）長  
住宅担当部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
国土交通省住宅局住宅総合整備課長  
( 公 印 省 略 )

### 生活困窮者自立支援制度と住宅施策等の連携について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、同法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行されている。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、一時生活支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものである。そして生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、これらの法に基づく事業のみならず、住宅施策等を含む関係制度との連携が重要である。

一方、住宅施策においては、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。）に基づき、生活困窮者を含む住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図ることとしている。

関係部局の連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第 9 条の規定においては、都道府県等は、住宅部局を含む関係機関等の関係者により構成され

る会議（以下「支援会議」という。）を組織することができること及びその構成員は支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことが規定され、関係機関間で生活困窮者の支援に必要な情報共有体制の構築が可能となるほか、改正法による改正後の法第8条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところである。

ついては、上記を踏まえ、両施策における連携について下記のとおり通知するので、各自治体の関係部局におかれては、改正法による改正後の法の内容も含め、法の趣旨や内容を理解いただき更なる連携の推進を図っていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関、関係団体等に広く周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 1 生活困窮者自立支援制度主管部局と住宅部局との連携

法に基づく支援が効果的に行われるためには、生活困窮者を早期に発見することが必要である。このため、公営住宅の管理等を通して生活困窮者を把握しうる住宅部局と生活困窮者自立支援制度主管部局が日常的に必要な情報交換等の連携を行うことが重要である。

例えば、公営住宅の入居者の中には、様々な生活上の事情を抱えており支援が必要な者も少なくないと考えられることから、支援が必要と思われる者については、適切に自立相談支援機関につなぎ、生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援、就労支援、家計改善支援を行うことが重要と考えられる。また、公営住宅等に入居を希望している生活困窮者についても同様に、生活困窮者自立支援制度主管部局と住宅部局が十分な連携を図りつつ、必要な情報提供や助言を行うことが重要である。その際、都道府県が管理する住宅は、生活困窮者自立支援制度主管部局と事業実施単位が異なることから、特に必要な情報の共有など十分に連携を図っていただく必要がある。

なお、相談者をつなぐ場合や協働して支援を行う場合は、相談の時点で聞き取った相談者の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等について、個人情報取扱いに配慮して、本人に同意を得た上で共有するなど各自治体において定める個人情報保護条例に則った対応をお願いする。

また、改正法による改正後の法第9条の規定において、都道府県等は、関係機関等により構成される会議（支援会議）を組織することができることとされ、

その構成員に対する守秘義務を課すことにより、支援会議において、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行うことが可能となっている。この支援会議の構成員については、都道府県等が、地域の実情に応じ、関係機関との調整の上決定していくこととなるが、生活困窮者の支援に当たって、住宅部局を構成員とすることは効果的であると考えられることから、支援会議の枠組みの活用も図られたい。

## 2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援事業の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、関係機関が把握した生活困窮の端緒となる事象を自立相談支援機関の相談窓口確実につなげていくことが必要である。実際に、自立相談支援事業に関わる庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

改正法による改正後の法第8条の規定は、これらを踏まえ、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことを努力義務としたものである。

については、当該規定を踏まえ、住宅部局において、公営住宅等の入居者及び入居を希望する者等で経済的な困窮や複合的な事情を有している生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。



社援地発0329第8号  
平成31年3月29日

都道府県  
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 生活困窮者自立支援制度と水道事業との連携について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため平成27年4月より施行された生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号。以下「改正法」という。）が平成30年6月8日に公布され、同法による改正後の法が、同年10月1日より順次施行されている。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況などの様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施等により包括的かつ早期的な支援を提供するものである。そして、生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、これらの法に基づく事業のみならず、関係制度との連携が重要である。

そのため、関係部局の連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第8条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところであり、自治体の水道担当部局についても、これらの関係部局に該当する。

については、上記を踏まえ、生活困窮者自立支援制度の運用における生活困窮者自立支援制度と水道事業の連携について下記のとおり通知するので、法の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）、関係機関等に周知いただくよう、よろしく願いしたい。

また、厚生労働大臣認可水道事業者及び都道府県水道行政主管部局長宛には「生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等について」（平成31年3月29日付け薬生水発0329第1号。厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）により別紙のとおり通知されているのでお知らせする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 1 生活困窮者に対する早期の支援のための連携体制の構築

生活困窮者は、自ら相談に来ることが難しく、孤立している場合が多いため、自立相談支援機関と関係機関の連携により、早期に生活困窮者自立支援制度の相談につなげることが必要である。

水道事業については、事業者が料金の収納や検針で地域を巡回する場合や、料金の滞納等に関する相談に応じる場合に、地域で孤立していたり、経済的に困窮している者を把握することがあると考えられる。そのような者に対し、自立相談支援機関を紹介、案内することで、早期的な支援を行うことは、より効果的な自立の促進につながるものである。

厚生労働省においては、水道事業者と福祉部局との連携について、これまで、孤立死の未然防止の観点から、

- ・ 「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」（平成24年5月11日付け社援発0511第1号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 「福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について」（平成24年5月9日付け健水発0509第1号。厚生労働省健康局水道課長通知）

を発出し、連携の強化を要請してきたところである。引き続き、上記の通知の内容に留意いただくとともに、生活困窮者に対し法に基づく支援が早期に実施されるよう、日頃より互いの施策の理解を深め、情報交換を行うこと等により、連携のための関係構築に一層努めていただきたい。

具体的には、生活困窮者自立支援制度担当部局において、水道担当部局に対し事業の実施体制や自立相談支援機関について情報提供を行うとともに、生活困窮者自立制度につなぐ対象者像について、両部局間で共有する等の取組が効果的である。

また、改正法による改正後の法第9条の規定において、都道府県等は、関係機関等により構成される会議（支援会議）を組織することができることとされ、その構成員に対する守秘義務を課すことにより、支援会議において、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行うことが可能と

なっている。この支援会議の構成員については、都道府県等が、地域の実情に応じ、関係機関と調整の上決定することとなるが、支援を必要とする生活困窮者の早期発見につなげるため、水道事業者等を構成員とすることは効果的であると考えられることから、支援会議の枠組みの活用も図られたい。

## 2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の相談窓口にご相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談に訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。

また、自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口確実に繋げていくことが必要である。

実際に、自立相談支援機関の相談窓口生活困窮者をつなげた庁内関係機関が多い福祉事務所設置自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされた。

当該規定に基づき、福祉事務所設置自治体の水道担当部局が業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただくこととしているので、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、ご了解いただくとともに、水道担当部局に協力を促されたい。

また、福祉事務所を設置していない町村においては、都道府県が生活困窮者自立支援制度の実施主体であるため、福祉事務所未設置町村の水道担当部局に対し、都道府県が実施する自立相談支援事業等の利用を促すようお願いをしているので、都道府県の生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、ご了解いただくとともに、都道府県の水道担当部局等を通じて、福祉事務所未設置町村の水道担当部局に協力を促されたい。

薬生水発0329第1号  
平成31年3月29日

厚生労働大臣認可水道事業者  
都道府県水道行政主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成27年4月より生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）が施行された。さらに、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号。以下「改正法」という。）が平成30年6月8日に公布され、同法による改正後の法が、同年10月1日より順次施行されている。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況などの様々な状況に応じて、相談支援を中核に、就労支援や家計面の支援等、自立に向けた包括的な支援を提供するものである。

厚生労働省においては、「福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について」（平成24年5月9日付け健水発0509第1号。厚生労働省健康局水道課長通知）等を通じて、福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築を要請してきたところであるが、生活困窮者自立支援制度の運用に当たり、生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等について、下記のとおり通知するので、貴事業者におかれては、引き続き、上記の通知の内容に留意いただくとともに、法の趣旨や内容を理解いただき、生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築に一層努めていただきたい。

また、各都道府県におかれては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者に対して、本件を周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

さらに、各都道府県、指定都市及び中核市の生活困窮者自立支援制度主管部長宛には「生活困窮者自立支援制度と水道事業との連携について」（平成31年3月29日付け社援地発0329第8号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）により別紙のとおり通知されているのでお知らせする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項

の規定による技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 1 生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等

水道事業者については、これまでも、水道料金の収納や検針で地域を巡回する場合や料金の滞納等に関する相談に応じる場合等、業務の遂行に当たって生活困窮者を把握した場合には、料金未払いによる機械的な給水停止を回避する等の柔軟な対応を行うとともに、生活困窮者自立支援制度担当部局をはじめとした福祉部局との連絡・連携体制を構築しているものと認識している。

このため、貴事業者におかれては、生活困窮者に対し法に基づく支援が早期に実施されるよう、法の趣旨や内容を理解いただき、引き続き、日頃より互いの施策の理解を深め、情報交換を行うこと等により、連絡・連携体制の構築に一層努めていただきたい。

また、改正法による改正後の法第9条の規定において、都道府県等は、関係機関等により構成される会議（支援会議）を組織することができることとされ、その構成員に対する守秘義務を課すことにより、支援会議において、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うことが可能となっている。

この支援会議の構成員については、都道府県等が、地域の実情に応じ、関係機関との調整の上決定することとなるが、支援を必要とする生活困窮者の早期発見につなげるため、水道事業者に参画いただくことは重要だと考えられる。

このため、貴事業者におかれては、生活困窮者自立支援制度担当部局から支援会議への参画の依頼があった場合には、協力をお願いしたい。

### 2 生活困窮者に対する自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口確実に繋げていくことが必要である。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活

困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされた。

このため、地方公共団体である水道事業者におかれては、当該規定に基づき、業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

また、福祉事務所を設置していない町村においては、都道府県が生活困窮者自立支援制度の実施主体であるため、福祉事務所未設置町村の水道部局におかれては、都道府県が設置する自立相談支援事業等の利用を促すようお願いしたい。